

令和8・9年度国民健康保険特定保健指導等業務委託（単契）に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「令和8・9年度国民健康保険特定保健指導等業務委託（単契）」にかかる受託候補者を選定するにあたり、公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定める。

本業務は、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康な生活を維持し、生活習慣病を予防することを目的に実施する。

本市における特定保健指導実施率は、県平均を下回っていることから、プロポーザル方式による業者選定を行うことにより、他市区町村で実績を上げている今まで本市では取り入れてなかった斬新な手法やアイデアを提案いただき、実施率の向上に繋げていく。

2 業務概要

- (1) 業務委託等の名称 令和8年度 第157号
令和8・9年度 国民健康保険特定保健指導等業務委託（単契）
- (2) 業務委託等の内容 別紙「令和8・9年度 国民健康保険特定保健指導等業務委託（単契）仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結後5日以内から 令和9年10月31日まで

3 見積上限額

3,661,900円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする

上記の金額は、提案内容にかかる業務規模を示すものであって予定価格ではない。なお、見積上限額を上回る金額による提案は失格とする。

4 実施形式

本プロポーザルは、公募型プロポーザル方式とする。

5 予定スケジュール

令和8年4月17日（金）	公募開始
令和8年4月17日（金）	
～令和8年5月14日（木）	質問受付期間
令和8年5月18日（月）	質問に対する回答最終日（ホームページ）
令和8年4月17日（金）	
～令和8年5月20日（水）	参加申込期間
令和8年5月21日（木）	参加資格審査結果通知書送付
令和8年5月29日（金）	企画提案書の提出期限
令和8年6月 8日（月） 予定	プレゼンテーション審査
令和8年6月12日（金） 予定	結果通知
令和8年6月30日（火） 予定	契約締結

6 参加資格

プロポーザルの参加資格は次のとおりとし、公募開始の日を基準日として全ての要件を満たしていること。なお、最優秀候補者決定までの間に要件を満たさなくなった場合及び虚偽の申告を行った場合は失格とする。

- (1) 甲賀市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を現に受けていないこと。
- (2) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であ

ること。

- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のア及びイの要件に該当しないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (5) 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のアからカまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (6) 社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関の登録がされている者であること。
- (7) 初回面接、継続支援及び3か月以上経過後の評価を含む特定保健指導業務受託実績があること。（特に市町村国民健康保険での特定保健指導の実績があれば望ましい。）

7 関係資料の配布方法

- (1) 甲賀市ホームページからのダウンロードを原則とする。
URL <http://www.city.koka.lg.jp>
- (2) 掲載期間
令和8年4月17日（金）正午から
令和8年5月29日（金）午後5時まで
- (3) 掲載資料
 - ア 令和8・9年度国民健康保険特定保健指導等業務委託（単契）に関する公募型プロポーザル実施要領
 - イ 令和8・9年度国民健康保険特定保健指導等業務委託（単契）仕様書
 - ウ 令和8・9年度国民健康保険特定保健指導等業務委託（単契）プロポーザル審査要領
 - エ 様式1 質問書
 - オ 様式2 令和8・9年度国民健康保険特定保健指導等業務委託（単契）公募型プロポーザル参加申込書
 - カ 様式3 企画提案書
 - キ 参加申込提出書類 参考例一式

8 説明会

説明会は実施しない

9 質疑・回答

- (1) 提出方法 別添の質問書【様式1】により提出すること。
※ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を伝え、所管課で受信したことを確認すること。
- (2) 提出期限 令和8年5月14日（木）正午まで
- (3) 提出先 甲賀市役所 市民環境部保険年金課

(4) 回答方法 一括して質問回答書として取りまとめ、市ホームページに回答する。なお、個別回答は行わない。

(5) 回答期日 令和8年5月18日(月)午後5時まで

10 参加申込の手続き

(1) 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、下記書類を提出すること。

なお、申込書を提出した事業者へは、市が参加資格を審査した後、公募型プロポーザル参加資格審査結果通知書にて通知する。

《提出期限》

令和8年5月20日(水) 午後5時まで

《提出書類》

ア 令和8・9年度国民健康保険特定保健指導等業務委託(単契)公募型プロポーザル参加申込書
1部 【様式2】

イ 資格、登録状況がわかるもの(特定保健指導業務受託実績、及び特定保健指導機関の登録されている者であることがわかるもの(任意様式))

ウ 甲賀市入札参加資格者名簿に登録がない場合にあつては、次に掲げる書類 各1部

① 法人にあつては、履歴(又は現在)事項全部証明書の写し

② 法人でない団体にあつては、代表者の身分証明書の写し

③ 個人にあつては、身分証明書の写し

④ 法人にあつては、直近年度の国税(法人税及び消費税)、都道府県税及び市区町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの。)の写し

⑤ 個人にあつては、直近年度の国税(所得税及び消費税)、都道府県税及び市区町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの。)の写し

※各証明書については、3か月以内に発行されたものであること。

《提出先》

甲賀市役所 市民環境部保険年金課

《提出方法》

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(2) 企画提案

本プロポーザルへの参加資格を有する者は、本実施要領、仕様書及び甲賀市財務規則等を理解したうえで、次のとおり書類を提出すること。また、企画提案に当たっては、下記に示す本市の現状・問題点を踏まえたうえで、次の事項について提案を行うこと。

【本市の現状・問題点】

・令和6年度特定保健指導実施率 26.8%(滋賀県平均 34.6%)

・特に40,50代の若年層における実施率が低い

【提案を求める事項】

① 特定保健指導利用勧奨

ア 利用者を増やす工夫(内容及び利用申込の受付方法等)

イ 利用者に配布するチラシの内容(見本等があれば添付)

② 特定保健指導

ア 利用者を増やすための工夫(実施場所や時間等の支援方法・活用ツール等の内容)

イ 年齢や性別に応じた支援方法の区別の内容。特に、40歳代及び50歳代の参加意欲が高まるようなメニューの実施方法

ウ 特定保健指導実施中の脱落者発生防止のための対策と考え方

エ 特定保健指導終了後の効果を継続していくための対策と考え方

オ 特定保健指導を行なう際に重要と考えていること

《提出期限》

令和8年5月29日（金） 午後5時まで

《提出書類》

ア 企画提案書 1部 【様式3】

イ 企画提案書本編 正本1部、副本（複写可）7部 （参考例2）

※任意の様式で可。ただし、参考例の項目を網羅すること。

※本事業の対象者に配布する資料の案を添付すること。

ウ 申込者概要書 1部 （参考例1）

エ 業務実績調書 1部 （参考例3）

オ 実施体制調書 1部 （参考例4）

※ウ～オは任意の様式で可。ただし、参考例の項目を網羅すること。

カ 価格見積書 1部 （参考例5）

※任意の様式で可。ただし、参考例を参考に作成すること。また、次の(ア)から(ウ)の事項により見積書を作成すること。

(ア) 見積内訳には、実施内容（特定保健指導利用案内チラシのデータ作成、利用勧奨、積極的支援、動機付け支援）ごとの1件あたりの単価を記入すること。

(イ) 見積金額については、第3項の総額の上限額以内とすること。

(ウ) 見積金額の積算は、各業務の1件あたりの従量単価に支援実施予定数をそれぞれ乗じ、合計した額とする。

※各業務の詳細な内容については、仕様書で確認すること。

【各業務の実施予定数】

(a) 特定保健指導利用案内チラシのデータ作成 1件

(b) 利用勧奨 対象者 300人

(c) 動機付け支援 対象予定者数 65人

内訳) 初回面談 (8/10) : 令和8年度 65人

最終評価 (2/10) : 令和8年度 32人、令和9年度 33人

(d) 積極的支援 対象予定者数 18人

内訳) 初回面談 (4/10) : 令和8年度 18人

最終評価 (6/10) : 令和8年度 5人、令和9年度 13人

《提出方法》

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日までに到着したものに限り受け付ける。郵送事故等については、提出者のリスク負担とする。

(3) 企画提案書等作成にあたっての留意事項

ア 企画提案書は、A4サイズを基本とするが、必要に応じてA3サイズの折り込みを可とする。また、長辺左または上部綴じとし、ページ番号を付すこと。

イ 副本7部には社名等提案者が特定できるような文言、目印は記載しないこと。ただし、正本には社名を記載すること。

ウ 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。

エ 見積書は別添（様式は任意）により1部提出すること。また、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を除く金額とすること。

1.1 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等についてプロポーザル審査委員会の委員が、「令和8・9年度国民健康保険特定保健指導等業務委託（単契）プロポーザル審査要領」に従い審査するものとする。

- (1) 事業等審査
 - ア 提出書類及びプレゼンテーションによる審査を実施する。
 - イ 提出書類に虚偽の記載をした場合、又はプレゼンテーションを欠席した場合は、採点を行わない。
 - ウ プレゼンテーションは企画提案書に基づいて行うものとする。
 - エ 全ての提案者のプレゼンテーション審査終了後、同審査委員会による審査を行い、最優秀候補者を選定する。
- (2) 受託候補者の決定方法
審査委員の採点を集計し、獲得点数の高い事業者から順に契約交渉相手方を選定する。ただし、評価点数の合計が満点の60%に満たない場合は、受託候補者とししない。

1.2 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての事業者にも文書にて通知する他、甲賀市ホームページでも公表する。
- (2) 通知期日 令和8年6月12日(金) 予定
- (3) その他 審査結果についての問い合わせは、文書の発送後、7日間受け付けることとする。

1.3 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差換え及び追加、削除は認めない。
- (3) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求められることがある。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1.4 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの最優秀候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

1.5 その他

- (1) 言語及び通貨単位
手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 費用負担
書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。
緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
- (3) 参加辞退の場合
表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、所管課あてに提出すること。
- (4) 失格事項
次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ア 参加資格要件を満たしていない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 参考見積書の金額に消費税及び地方消費税額を乗じた額が見積上限額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等の作成者に帰属するものとする。

ただし、受託者が作成した企画提案書等の提出書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 異議申立て

参加者は、プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.6 問合せ先

甲賀市役所 市民環境部保険年金課

電話 0748-69-2140

FAX 0748-63-4618